

議第23号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

中山公園管理事務所を廃止するため改正しようとする。

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年高山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）								
名称			位置				名称			位置					
高山市屋内軽スポーツ場の項～中山公園野球場の項（略）							高山市屋内軽スポーツ場の項～中山公園野球場の項（略）								
中山公園陸上競技場			〃				中山公園陸上競技場			〃					
中山公園管理事務所			高山市下林町1017番地												
大八グラウンドの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項（略）							大八グラウンドの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項（略）								
別表第2（第11条関係）							別表第2（第11条関係）								
							（単位：円）								
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明				午前	午後	全日	夜間	夜間照明
グラウンドの部～野球場の部（略）							グラウンドの部～野球場の部（略）								
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後	全日				午前	午後	全日				
陸上競技場	中山公園陸上競技場の款・日和田ハイランド陸上競技場の款（略）						陸上競技場	中山公園陸上競技場の款・日和田ハイランド陸上競技場の款（略）							
	備考							備考							
	1～3（略）							1～3（略）							
	4 午前・午後・全日の各時間区分の前後に30分単位で使用時間を延長することができる。延長料は、各時間区分の使用料を30分当たりの金額に換算し算定する。							4 午前・午後・全日の各時間区分の前後に30分単位で使用時間を延長することができる。延長料は、各時間区分の使用料を30分当たりの金額に換算し算定する。							
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後	全日	夜間				午前	午後	全日	夜間		
管理事務所	中山公園管理事務所	全部	310	520	730	620									
	備考							備考							
	1 午前は8時から12時まで、午後は13時から18時まで、全日は8時から18時まで、夜間は18時から22時までとする。							1 午前は8時から12時まで、午後は13時から18時まで、全日は8時から18時まで、夜間は18時から22時までとする。							
	2 午前・午後・全日・夜間の各時間区分の前後に30分単位で使用時間を延長することができる。延長料は各時間区分の使用料を30分当たりの金額に換算し算定する。							2 午前・午後・全日・夜間の各時間区分の前後に30分単位で使用時間を延長することができる。延長料は各時間区分の使用料を30分当たりの金額に換算し算定する。							
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後	全日	夜間				午前	午後	全日	夜間		
相撲場の部～サッカー場の部（略）							相撲場の部～サッカー場の部（略）								

備考 (略)

備考 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。